

人権侵害の防止等に関する規程

運営委員会

平成26年3月5日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知東邦大学（以下「本学」という）における人権侵害の防止および排除のための措置ならびに人権侵害に関する問題への対応（以下、「人権侵害の防止等」という）に関し、必要な事項を定めることにより、本学の学生・教職員および関係者の人権を擁護するとともに、就労および修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「人権侵害」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) セクシャル・ハラスメント 相手を不快にさせる性的な言動により人権を侵害する行為
- (2) アカデミック・ハラスメント 職務上の地位または権限を利用し、相手に対して行う教育・研究上の不適切な言動により人権を侵害する行為
- (3) パワー・ハラスメント 職務上の地位または権限を利用し、相手に対して行う就労上の不適切な言動により人権を侵害する行為
- (4) その他の人権侵害 前各号以外の不適切な言動により相手の人権を侵害する行為

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学生 学部学生・科目等履修生・単位互換履修生・研究生等本学で修学する全ての者をいう。
- (2) 教職員 本学に就労する全ての者をいう。
- (3) 本学関係者 学校法人東邦学園(以下、「法人」という)の役員・評議員、法人本部職員、学生の保証人、関係業者、図書館利用者または公開講座受講者等、職務上、修学上または施設利用上において本学と関係を有する者をいう。
- (4) 部局等の長 本学の学部・付属機関・事務局のそれぞれの長をいう。

(学長および部局等の長の責務)

第3条 学長は、本学における人権侵害の防止等について統括し、これに関する問題が生じた場合には、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

2 学長は、前項の責務を遂行するにあたり、必要に応じて部局等の長および第5条に規定する人権問題委員会に指示を与えるものとする。

3 部局等の長は、第5条に規定する人権問題委員会と連携し、人権侵害の防止及び排除に努め、人権侵害に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適切に対処しなければならない。

4 学長および部局等の長が、人権侵害に関する問題の当事者となった場合は、学長代行および当該部局等の長の代行者が、本条第1項から第3項に規定する責務を遂行するものと

する。

(学生・教職員・本学関係者の責務)

第4条 学生・教職員・本学関係者は、人権を擁護し、本学において、就労および修学にふさわしい環境を確保することに努めなければならない。

2 学生・教職員・本学関係者は、人権侵害の防止等のために、本学内の組織から協力要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(人権問題委員会の業務)

第5条 大学組織運営規程第27条により設置される人権問題委員会は、次の事項を業務とし、その遂行状況および検討結果について学長に報告または進言する。

(1) 人権侵害の防止等のための啓発活動および教育・研修の実施（第9条に規定する相談員への研修を含む）

(2) 人権侵害の相談体制の整備

(3) 人権侵害に関する問題の調停による解決

(4) 第10条に規定する人権侵害調査委員会の設置に関する学長への進言

(5) 人権侵害被害者の救済措置の実施

(6) その他人権侵害の防止等に関し必要な事項

(人権問題委員会の組織)

第6条 人権問題委員会は、委員長1名および委員若干名をもって組織する。

2 各委員の推薦・決定にあたっては、男女および教育職員と事務職員の構成に十分配慮するとともに、少なくとも学生委員会委員1名を含めなければならない。

3 大学組織運営規程第27条にもとづき、委員長の任期は1年、委員の任期は1年とし、それぞれ再任を妨げない。

(人権問題委員会の運営)

第7条 委員長は、人権問題委員会（以下、「委員会」という）を代表し、その運営の責任者であるとともに、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、その構成員の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員会の構成員が人権侵害に関する問題の当事者となった場合、当該構成員は審議に加わらないものとする。

(相談窓口および相談員)

第8条 学生・教職員・本学関係者は、人権侵害に関する相談および救済申立（以下、相談等という）を行うことができる。

2 人権侵害に関する相談等に対応するため、本学に相談窓口を設け、若干名の相談員を置

く。

3 相談員は、次の者とし、学長が指名する。相談員の指名にあたっては、男女および教育職員と事務職員の構成に十分配慮しなければならない。

(1) 教育職員

(2) 事務職員

(3) その他学長が必要と認めた者（学外者を含む）

4 相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 相談員の氏名および連絡先は、毎年度初め学内に公表する。

(相談員の業務)

第9条 相談員は、学生および教職員ならびに本学関係者から相談等の申出がなされた場合は、速やかにこれを受け付けなければならない。

2 相談等は、原則として複数の相談員で対応するものとし、うち少なくとも1名は相談等申出者と同性とする。

3 相談等を受け付けた相談員は、相談等申出者の要望事項および事実の整理を行い、相談等申出者に事後の対応についての助言または支援を行う。

4 相談員は、相談等申出者（申立人）の了解を得た上で、行為者（被申立人）に面談して事実確認を行い、必要に応じて両者の調停を図る。

5 相談員は、第3項および第4項に定める業務内容を人権問題委員会に報告する。

6 相談員は、解決が困難な事案については、人権問題委員会委員長に報告し、その指示を受ける。

7 相談員は、第1項から第6項までの業務について記録を残しておかななければならない。

8 相談員は、人権侵害に関する研修または説明会に参加し、人権侵害および人権侵害に関する問題への理解を深めるよう努力しなければならない。

(人権侵害調査委員会)

第10条 学長は、相談員および人権問題委員会の対応によって解決できない人権侵害に関する問題について、人権問題委員会の進言に基づき、当該事案の事実関係を調査するため、人権侵害調査委員会（以下、「調査委員会」という）を設置することができる。

2 調査委員会は、若干名の調査委員をもって組織する。

3 調査委員は、人権問題委員会の推薦により、学長が指名する。

4 調査委員の互選により、調査委員会に委員長を置く。

5 前項の推薦・指名にあたっては、人権問題委員会構成員および当事者に関係ある者を除外し、男女構成比等委員の構成に十分配慮しなければならない。

6 学長は、必要と認めた場合、本学外の専門家に調査委員を委嘱することができる。

7 調査委員の氏名は、公開しない。ただし、必要な場合、調査委員会の判断により委員長名を公表することができる。

8 調査委員の任期は、当該事案に関する調査委員会の業務が終了するまでとする。

(調査委員会の業務)

第11条 調査委員会が人権侵害に関する調査を開始するにあたっては、申立人の了解を得るものとする。

- 2 調査委員会は、事実調査にあたり、当事者、相談員および当該事案の関係者から広く、公正な立場で事情聴取等を行い、必要に応じて関係書類等の提出を求めることができる。
- 3 調査委員会は、発足後1か月以内に調査を終了させなければならない。ただし、調査に時間を要する等、特段の事情ある場合は、この限りでない。
- 4 調査委員会は、適宜、調査の進捗状況を学長に報告する。
- 5 調査委員会は、調査終了後、速やかに調査結果について、書面をもって学長に報告しなければならない。

(調査終了後の対応)

第12条 学長は、調査委員会の報告を確認した後、速やかに当事者に調査委員会による事実認定の要点を文書で通知しなければならない。

- 2 学長は、前項の通知に対して、当事者から第13条にもとづく異議申立がなされなかった場合、または当該異議申立を却下した場合、もしくは再調査結果の報告を了承した場合、本学園諸規程(就業規則・学則等)その他法令に則り当事者に対する必要な措置を講じるとともに、人権問題委員会に、当該事案の再発防止に係る改善策等を検討させるものとする。

(異議申立)

第13条 当事者は、前条第1項の規定による通知を受けた場合において、事実認定の内容に不服があるときは、異議申立をすることができる。

- 2 異議申立は、前条第1項による通知があったことを知った日の翌日から起算して14日以内に学長に対してなされなければならない。
- 3 学長は、前項の申立に正当な理由があり、再度の調査が必要であると判断した場合には、速やかに調査委員会に再調査を指示するか、または人権侵害再調査委員会(以下、「再調査委員会」という)を設置しなければならない。ただし、当該申立理由に正当なものがないことが明白な場合は、当該申立を却下するものとする。

(再調査委員会)

第14条 再調査委員会は、調査委員会の構成員以外の者で組織されなければならない。

- 2 再調査委員会は、前項に関するもの以外は、調査委員会に関する諸規程を準用する。

(遵守事項)

第15条 当事者および当該事案の関係者は、相談、事情聴取等に際しては真実を述べ、偽りの申出をしてはならない。

- 2 委員会・調査委員会・再調査委員会の構成員、相談員及びその他手続において関係する者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職務上知り得た情報を他に漏らさないこと

(2) 職務の遂行にあたり、当事者および当該事案の関係者の名誉、プライバシー等の人権を不当に侵害しないこと

(不利益取扱いの禁止)

第16条 学生・教職員・本学関係者は、人権侵害に対する苦情・相談の申出、当該苦情・相談に係る調査への協力、その他人権侵害に関して正当な対応をした者に対して、そのことをもって報復的行為その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 人権問題委員会は、前項に規定する不利益な取扱いの行われぬよう必要な措置を講じなければならない。

3 前項に規定する不利益な取扱いを受けた場合もしくは受ける可能性が認められる場合には、当事者は、人権問題委員会に対して適切な措置を講ずることを求めることができる。

(事務の所管)

第17条 この規程の運用に関する事務は、総務課が所管する。

(その他)

第18条 この規程に定めるもののほか、人権侵害に関する必要な事項は、人権問題委員会が別に定める。

附則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規程の施行により、全学協議会制定の「人権問題委員会規程」・「人権侵害問題処理規程」・「人権侵害ガイドライン」を廃止する。

3 この規程は、改正（第6条、第14条）により平成27年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成27年4月1日付けの組織改編に伴い制定権限が運営委員会に変更され、制定機関を運営委員会に変更し適用する。

5 この規程は、改正（第5条、第6条、第10条、第11条、第14条）により令和元年7月24日から施行する。